個人情報保護審議会答申の概要

答申第 159 号 (諮問第 174 号)

件名:私が提出した質問書等の一部開示決定等に関する件

1 開示請求

令和元年7月26日

- 2 原処分
 - (1) 令和元年9月3日(一部開示決定)

愛知県警察本部長(以下「処分庁」という。)は、審査請求人に係る別記1に掲げる保有個人情報(以下「本件請求対象保有個人情報」という。)の自己情報開示請求について、別記1のうち①及び③について別記2に掲げる行政文書に記録された個人情報(以下「本件保有個人情報」という。)を特定し、一部開示とした。

(2) 令和元年9月3日(不開示決定)

処分庁は、本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求の別記 1 のうちの②に係る保有個人情報について、愛知県個人情報保護条例(平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。)第 21 条第 2 項(開示請求に関する保有個人情報を保有していない)に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

令和元年 10 月 25 日 原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和元年 12 月 19 日

5 審議会の結論

処分庁が、本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について、別記 1 のうち ①及び③について本件保有個人情報を特定したこと及び別記 1 のうちの②に係る保有 個人情報について不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

- 6 審議会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには開示請求の対象となる保有個人情報が適切 に特定されることが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害され

ることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件保有個人情報の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求の趣旨について

審査請求書及び処分庁が作成した弁明書の内容を踏まえると、本件審査請求の趣旨は、本件一部開示決定及び本件不開示(不存在)決定ともに、審査請求人の質問書への回答書の存否についてのものであると解されるため、当該存否について、以下検討する。

(3) 回答書の存否について

本件一部開示決定及び本件不開示 (不存在)決定においては、別記 1 のうち②に係る保有個人情報を特定していないところ、審査請求人は令和元年 6 月 4 日付けの質問書と題する書面に対する回答書の開示を求める旨主張している。

当審議会において本件保有個人情報を見分したところ、審査請求人からの意見要望等の内容や、それに対する処分庁の対応の決定に関する事項が記載されていることが認められた。そして、本件保有個人情報のうち、「所属長指揮事項」の「指揮内容」の項目には、「回答する案件ではないと判断し、回答しないこととする」と記載されており、審査請求人の質問書に対して回答をしない旨判断されていることが認められた。

これらのことからすれば、本件保有個人情報は、別記 1 のうち①及び③の内容に合致すると認められ、また、審査請求人の質問書への回答書は存在しない点について特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、回答書の存否については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記 1

私は令和元年 6 月 4 日稲沢警察署長あてに質問書を提出しました。そこで以下の開示を求めます。

- ①私が提出した質問書
- ②①に対する回答書
- ③①に対して、収受簿、処理方針・意思決定するための決裁書及び関連する文書

別記2

警察安全相談等・苦情取扱票(令和元年6月4日受理に係る整理番号稲沢:717のもの)